

付 議 第 7 号

高知県立中学校学則の一部を改正する規則議案

高知県立中学校学則（平成13年高知県教育委員会規則第9号）の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3） 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

高知県立中学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月 日

高知県教育長 伊藤 博明

高知県教育委員会規則第 号

高知県立中学校学則の一部を改正する規則

第1条 高知県立中学校学則（平成13年高知県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第9条中「平成10年12月文部省告示第176号」を「平成20年3月文部科学省告示第28号」に改める。

第2条 高知県立中学校学則の一部を次のように改正する。

第9条中「平成20年3月文部科学省告示第28号」を「平成29年3月文部科学省告示第64号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成33年4月1日から施行する。

高知県教育委員会規則

◎高知県立中学校学則の一部を改正する規則

新 旧 対 照 表

旧

高知県立中学校学則 (抜粋)

(教育課程)

第9条 中学校の教育課程は、中学校学習指導要領(平成20年3月文部科学省告示第28号)及び高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則(昭和47年高知県教育委員会規則第7号)に定めるところによる。

(教育課程)

第9条 中学校の教育課程は、中学校学習指導要領(平成10年12月文部省告示第176号)及び高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則(昭和47年高知県教育委員会規則第7号)に定めるところによる。

新 旧 対 照 表

目次

第 1 章 総則(第 1 条-第 3 条)

第 2 章 学年、学期及び休業日(第 4 条-第 8 条)

第 3 章 教育課程等(第 9 条-第 12 条)

第 4 章 入学、転学等(第 13 条-第 15 条)

第 5 章 費用徴収(第 16 条・第 17 条)

第 6 章 賞罰(第 18 条・第 19 条)

第 7 章 寄宿舍(第 20 条)

附則

高知県立中学校学則(抜粋)

本則

第 3 章 教育課程等

(教育課程)

第 9 条 中学校の教育課程は、中学校学習指導要領(平成 20 年 3 月文部科学省告示第 28 号)及び高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則(昭和 47 年高知県教育委員会規則第 7 号)に定めるところによる。

新 旧 対 照 表

目次

第 1 章 総則(第 1 条-第 3 条)

第 2 章 学年、学期及び休業日(第 4 条-第 8 条)

第 3 章 教育課程等(第 9 条-第 12 条)

第 4 章 入学、転学等(第 13 条-第 15 条)

第 5 章 費用徴収(第 16 条・第 17 条)

第 6 章 賞罰(第 18 条・第 19 条)

第 7 章 寄宿舍(第 20 条)

附則

高知県立中学校学則(抜粋)

本則

第 3 章 教育課程等

(教育課程)

第 9 条 中学校の教育課程は、中学校学習指導要領(平成 29 年 3 月文部科学省告示第 64 号)及び高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則(昭和 47 年高知県教育委員会規則第 7 号)に定めるところによる。

高知県立中学校学則の一部を改正する議案説明

1 一部改正の目的

- (1) 学習指導要領の改訂に伴う規則改正に関して、改正漏れのあった部分について必要な改正を行う。
- (2) 中学校学習指導要領の全部を改正する告示に伴い、必要な改正を行う。

2 一部改正の内容

- (1) 第9条中「平成10年12月文部省告示第176号」を「平成20年3月文部科学省告示第28号」に改める。
- (2) 第9条中「平成20年3月文部科学省告示第28号」を「平成29年3月文部科学省告示第64号」に改める。

3 施行期日

上記2(1)については公布の日から施行し、上記2(2)については平成33年4月1日から施行する。